参考資料2

九州大学伊都キャンパス　保全緑地サイン　デザインマニュアル
（パブリックスペース　デザインマニュアル追補資料）

Sign

1）はじめに

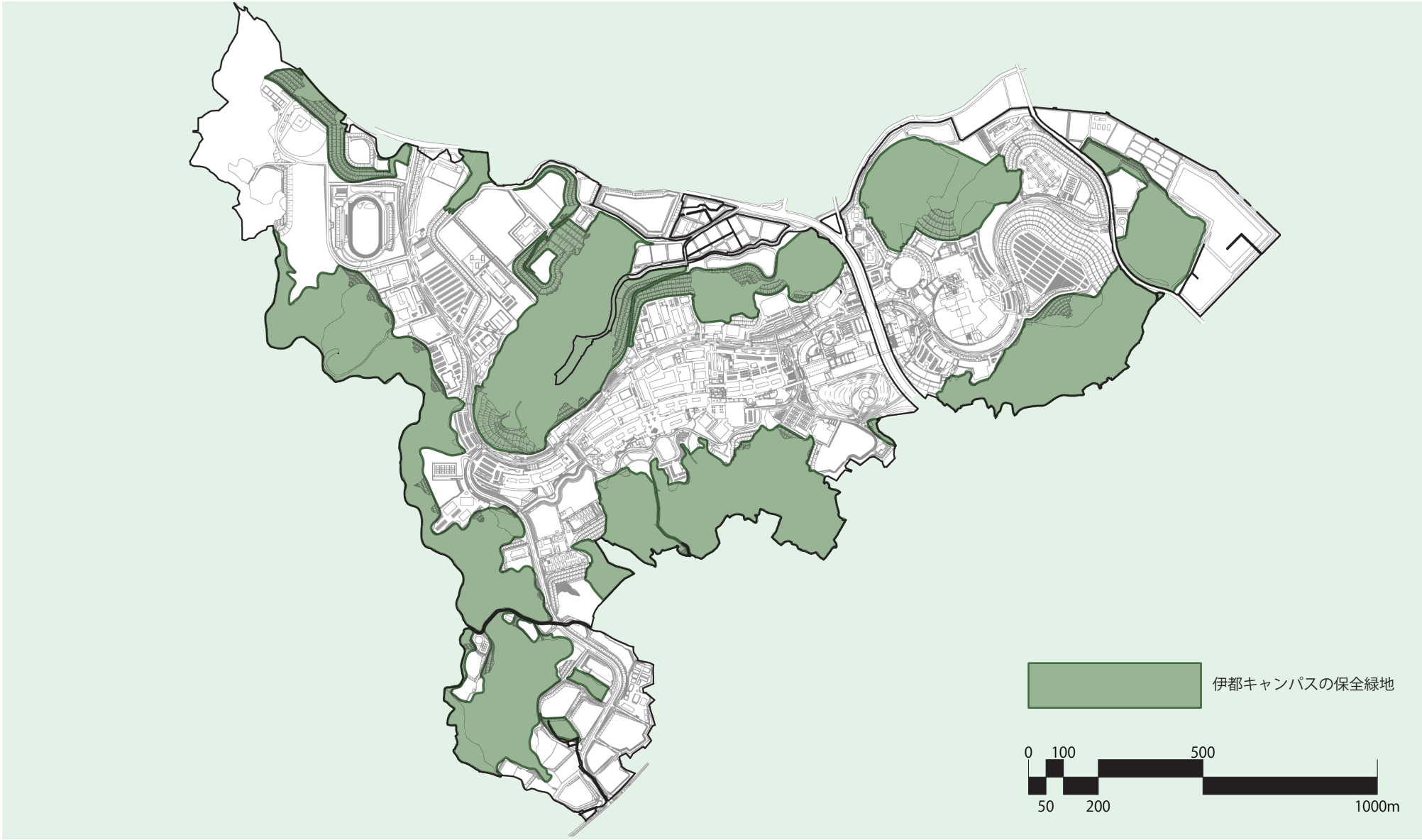
九州大学は、新キャンパス・マスタープラン2001（2001年3月）により、敷地面積272haを占める伊都キャンパス全体の整備に関する方針を提示し、これに従って各地区基本設計をまとめ、延床面積50万m^2を超える建築の設計と施工に反映し、2018年に完成している。このうち、敷地の約6割を占めるアカデミックゾーンにおけるランドスケープ、色彩、素材、サイン、光環境などの要素を対象として、パブリックスペース・デザインマニュアルを2004年に定め、空間の質を確保できるよう努めてきた。

敷地の4割を占める保全緑地については、これまで整備が行き届かなかったこともあり、人の立ち入りが想定されていなかった。移転完了以降にアカデミックゾーンからのアクセスの改善が進み、教育研究目的での教職員学生の立ち入りが増えたことから、利用者の安全確保のために案内・誘導サインを設置する必要性が高まってきた。保全緑地内の生物多様性保全ゾーンや埋蔵文化財については教育研究にとどまらず、地域社会に貢献できる貴重な資源として、これらを学内外の人々に解説する学習サインの設置も急務となっている。そこでこのたび、保全緑地におけるサインデザインに関する追補資料としてとりまとめたものである。

2022年 3月

2）伊都キャンパスの保全緑地

本デザインマニュアルの対象とする保全緑地を以下の図に示す。



Sign

3）サイン計画のコンセプト

利用者に長年にわたり親しまれるサインとするために、現在位置の分かりやすい案内／誘導サイン、名称の工夫等により親しみのわく記名サイン等を考慮した5つの計画コンセプトを以下に示す。

①「情報拠点」への配置

・来訪者のアライバル・ポイントや動線の交差部を中心とした情報拠点への的確な配置
・キャンパス・モールへの重点的配置
・広域から目的地への系統立った案内・誘導

②「現在位置」の分かりやすさ

・エリアメッシュによる明確なエリア分け
・アドレスポイントによる明確な位置表
・セキュリティーや施設管理への応用

③「通り名称」の活用

・愛称による親しみ易さと伝えやすさ
・通りの個性の顕在化

④「照明」とサインの一体化整備

・サインを照明装置の一部として捉えた照明計画の連携
・機能の複合化による景観形成やコスト管理上のメリットの活用

⑤「変化」への対応

・段階的整備に対応した情報内容の更新のしやすさやコスト管理を考慮した表示板面の構造や仕様
・本体の耐用年数を耐用考慮した整備計画
・イベントや催しなど、非日常時の情報提供や演出に対応出来る「仮設性」を生かした構造
・将来的なITその他の先進的且つ実験的なシステム導入への対応を視野に入れると共に、デザインの統一性や機能の連携について配慮した計画

九州大学伊都キャンパス パブリックスペース・デザインマニュアル2016「03-3サイン」より引用

4）サイン計画の目的とターゲット

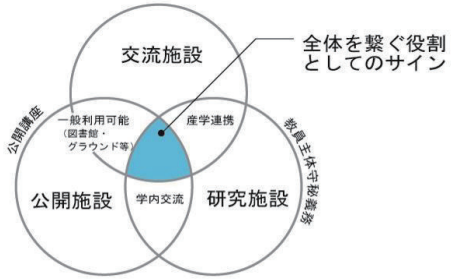
①サイン計画の目的

利用者にわかりやすく、目的地に案内／誘導するサイン本来の機能を持たせた上で、伊都キャンパスの特性を考慮したいくつかの新しい提案（こだわり）を織り込み、「九大スタイル」として公共空間におけるサイン計画の先進事例となるような新しい提案を目指す。

学術交流を促し、社会・地域連携の推進の為、公開を基本とした場の区分、学内空間の理解、モラルのある施設の利用、UI表現の一環等、外部に開かれた大学にふさわしい風格をもったサインを整備する。

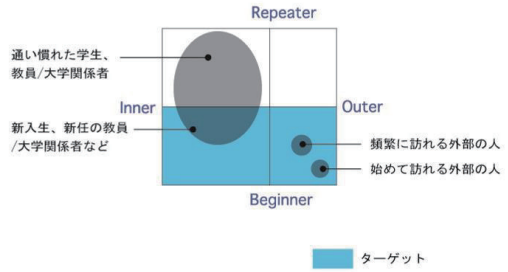
②大学におけるサインの役割

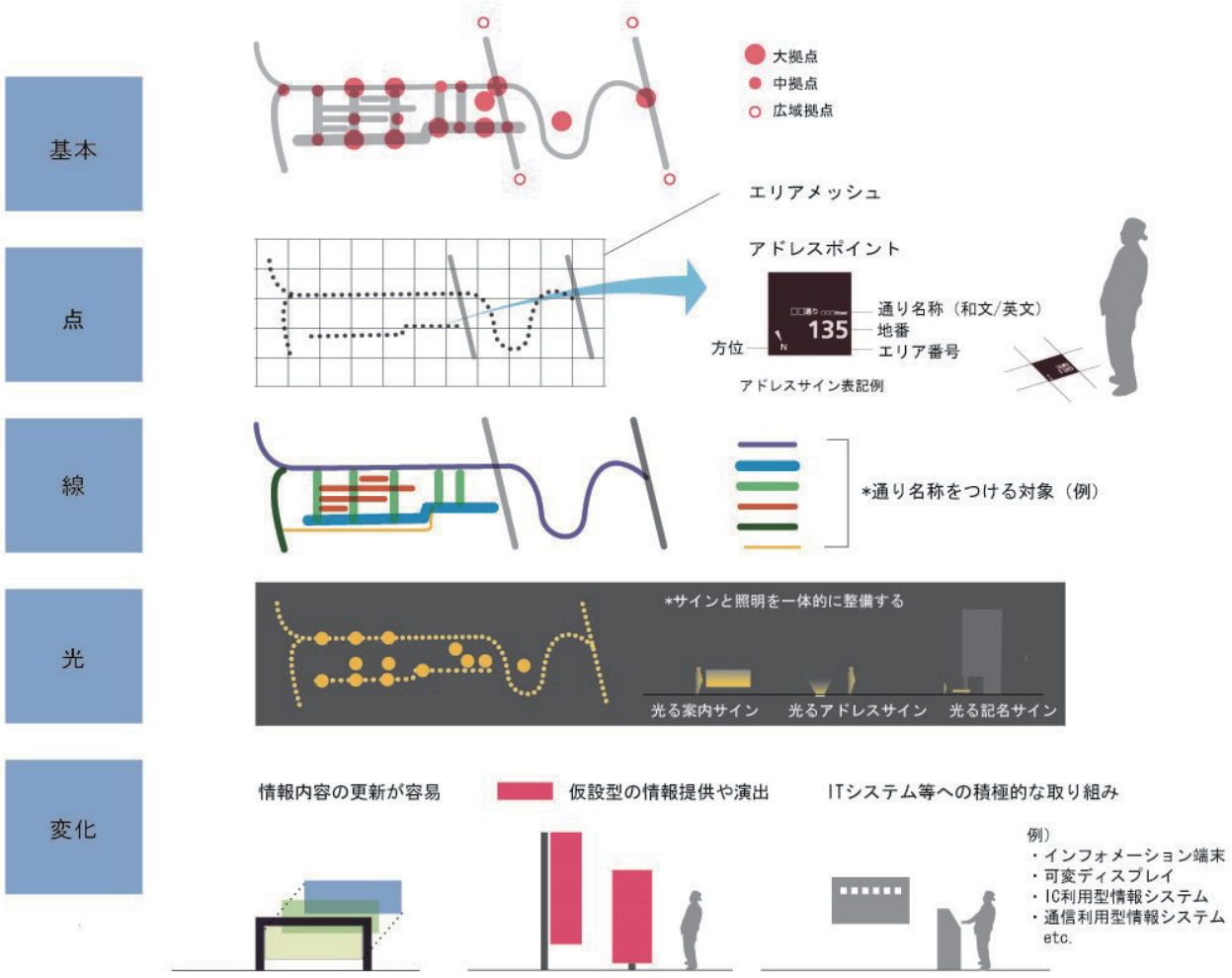
大学におけるサインの役割は下図を示す通りである。



③ターゲットとする利用者像

伊都キャンパスに関する情報弱者「Beginner」の立場と目線に立った計画とする。またBeginnerを案内／誘導する立場の「Repeater」も間接的な利用者となる。





九州大学伊都キャンパス パブリックスペース・デザインマニュアル2016「03-3サイン」より引用

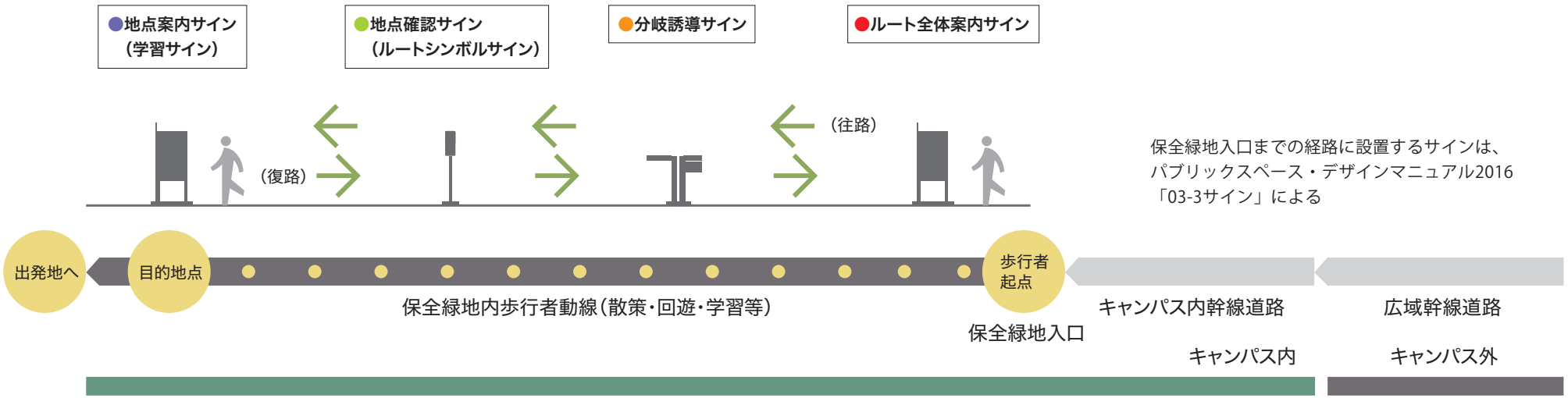
Sign

5）保全緑地サイン

①案内／誘導／学習の基本フロー

屋外サイン

保全緑地の入り口から最終目的地までの保全緑地サインの案内／誘導／学習の基本フローと主要なサインアイテムの関係を以下の図に示す。



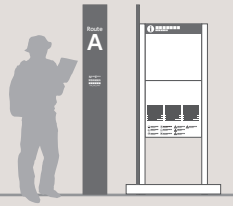
保全緑地入口までの経路に設置するサインは、
パブリックスペース・デザインマニュアル2016
「03-3サイン」による

②サインアイテムの整理

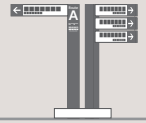
伊都キャンパスの保全緑地に必要なサインアイテムを機能別に以下の表に分類する。

歩行者系サイン

保全緑地内での歩行者の移動（散策・回遊・学習等）のためのサイン。
地図系（案内）サイン、矢印系（誘導）サイン、地点を確認するためのルートシンボルサイン及び地点案内サインを主なものとする。



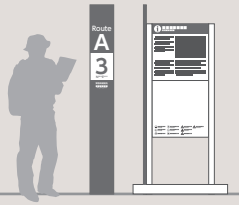
●ルート全体案内サイン



●分岐誘導サイン



●地点確認サイン
（ルートシンボルサイン）



●地点案内サイン
（学習サイン）

施設記名サイン

保全緑地内においては対象サインなし（地点名称・史跡名称等がある場合は、学習サインに含む）。

（該当サインなし）

管理系サイン

保全緑地内における注意事項や規制事項を知らせたり、注意喚起を促すサイン。





●注意規制サイン





●注意規制サイン

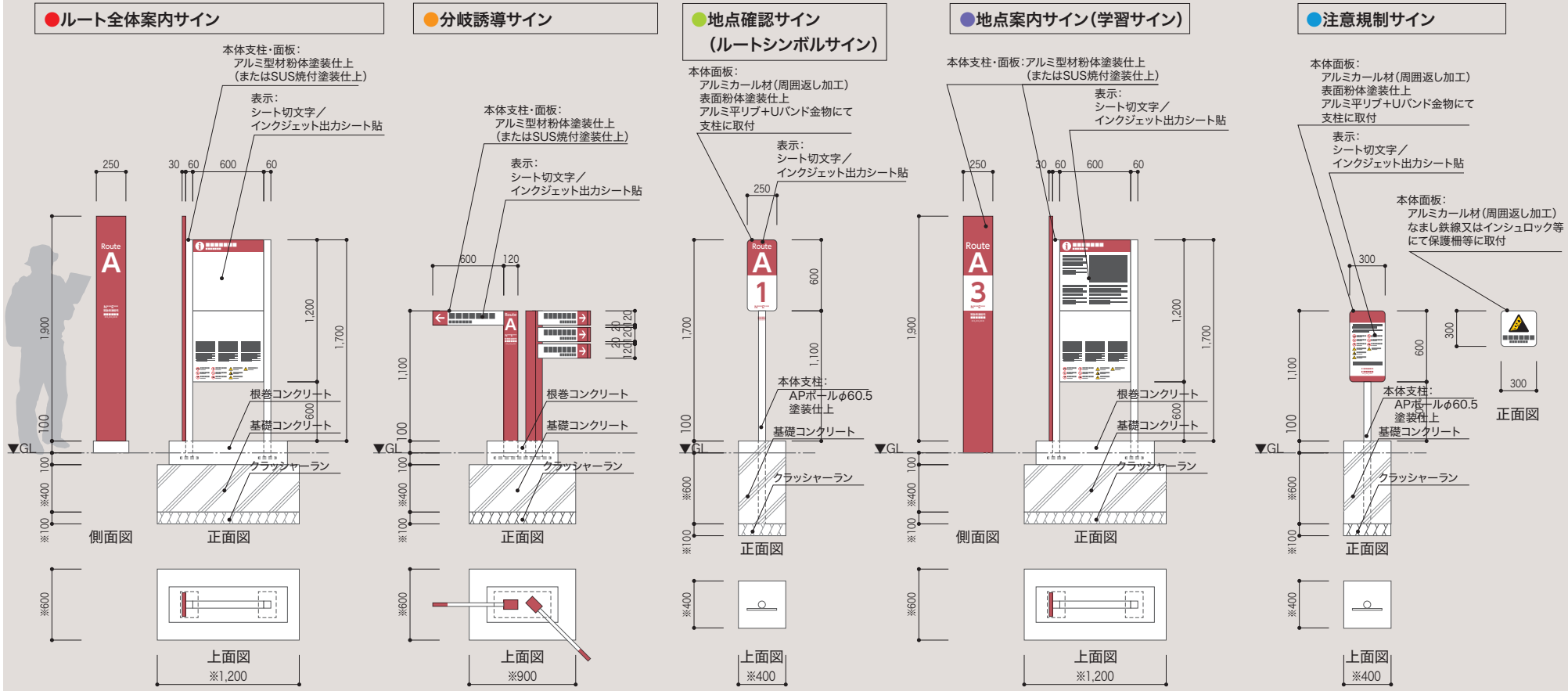
Sign

③保全緑地サインのデザイン



④保全緑地サインの概略

保全緑地サインの概略寸法、仕様を以下に示す。



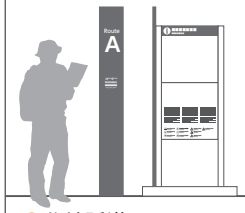
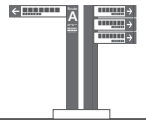
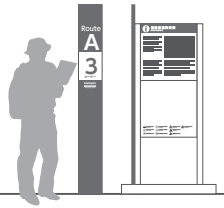
※各基礎等の寸法・形状は、設置箇所の地盤条件に応じて詳細に検討を行うものとする。

保全緑地サインは埋蔵文化財に影響を及ぼすことがないように、基礎等の設置に当たっては地表から700mm以上の掘削が伴わない計画とする。

保全緑地内の地表面は植生の生育に伴い、サインの視認性に支障を来すことが想定される。そのため、サインの表示面は地表面から十分な高さを確保した計画とする。

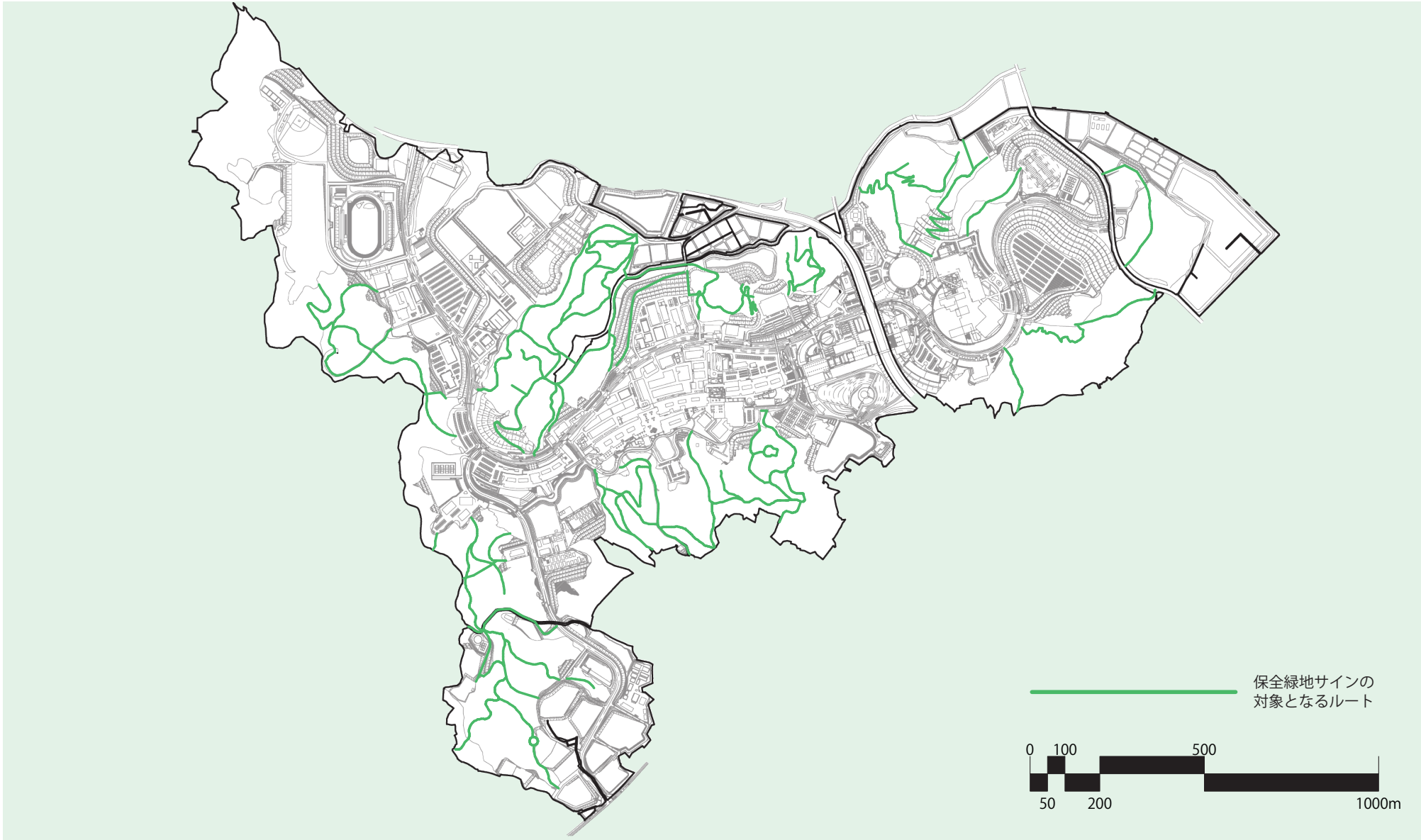
Sign

⑤情報内容と配置の基準

	サインアイテム	配置の考え方	掲載情報	対象施設
保全緑地サイン	●ルート全体案内サイン 	●当該ルートの入口	●当該保全緑地の拡大地図 （散策ルートとその途上にある主要なスポットをプロットした地図） ●キャンパス及び保全緑地を含む周辺の地図 ●ルートカラー・記号 ●現在位置を示す緯度経度 ●保全緑地内の注意規制事項 ●主要スポットの紹介 ●緊急時連絡先	
	●分岐誘導サイン 	●ルート途上 ●ルートの分岐点	●ルート途上にある主要なスポット ●ルートカラー・記号 ●現在位置を示す緯度経度 ●緊急時連絡先	
	●地点確認サイン （ルートシンボルサイン） 	●ルートの途上	●ルートカラー・記号 ●現在位置を示す緯度経度 ●緊急時連絡先	
	●地点案内サイン （学習サイン） 	●スポット（史跡等）の付近	●スポットの解説 ●キャンパス及び保全緑地を含む周辺の地図 ●ルートカラー・記号 ●現在位置を示す緯度経度 ●保全緑地内の注意規制事項 ●主要スポットの紹介 ●緊急時連絡先	

	サインアイテム	配置の考え方	掲載情報	対象施設
保全緑地サイン	●注意規制サイン 	●ルートの途上	●保全緑地内の注意規制事項 ●緊急時連絡先	
	●注意規制サイン 	●ルートの途上 （特に注意喚起を促す必要のある場所） ●保護柵	●保全緑地内の注意規制事項 （当該地点において特に注意喚起を促す必要のある事項）	

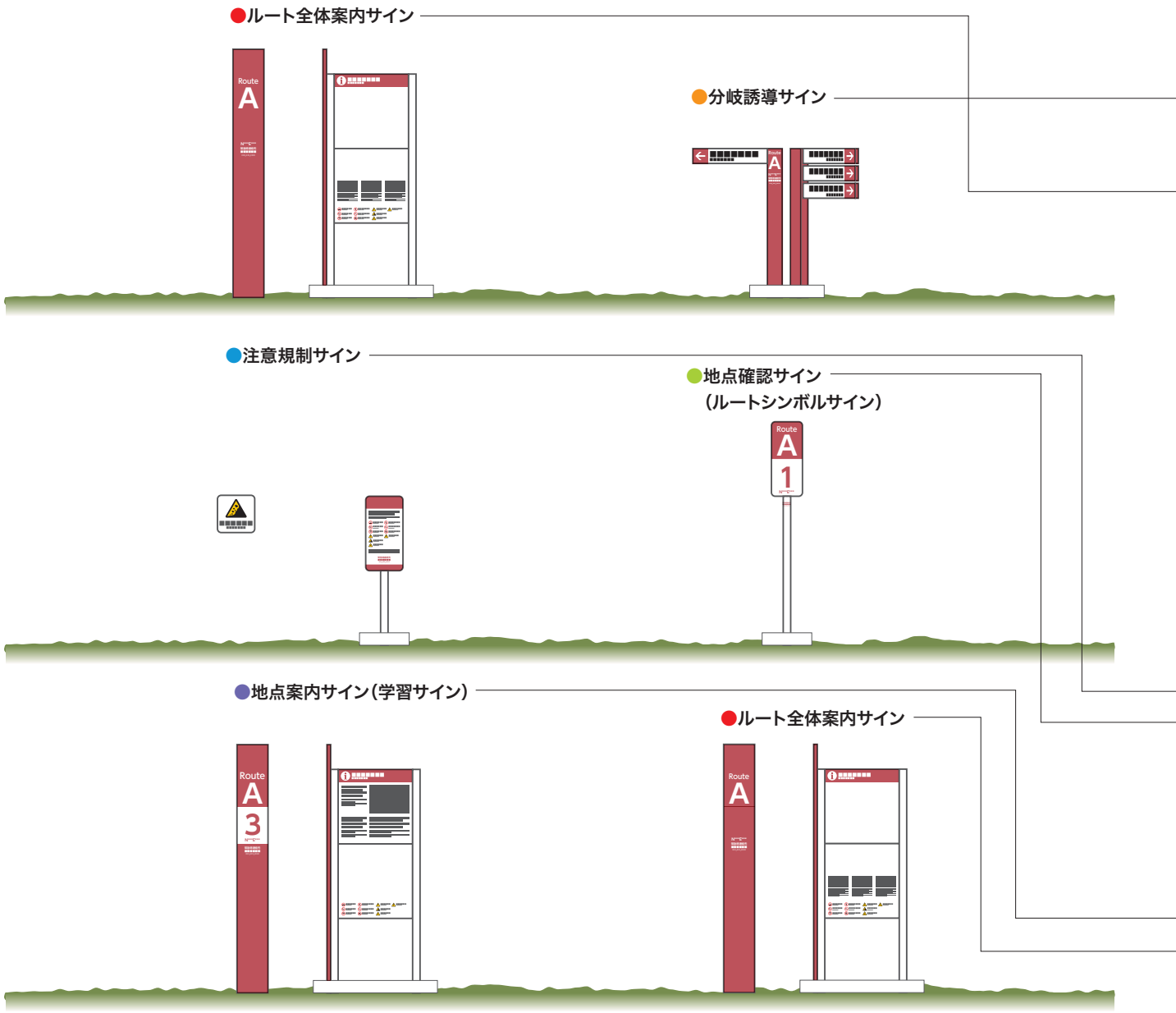
⑥サイン対象の保全緑地　保全緑地サインの対象となるルートを下図に整理する。



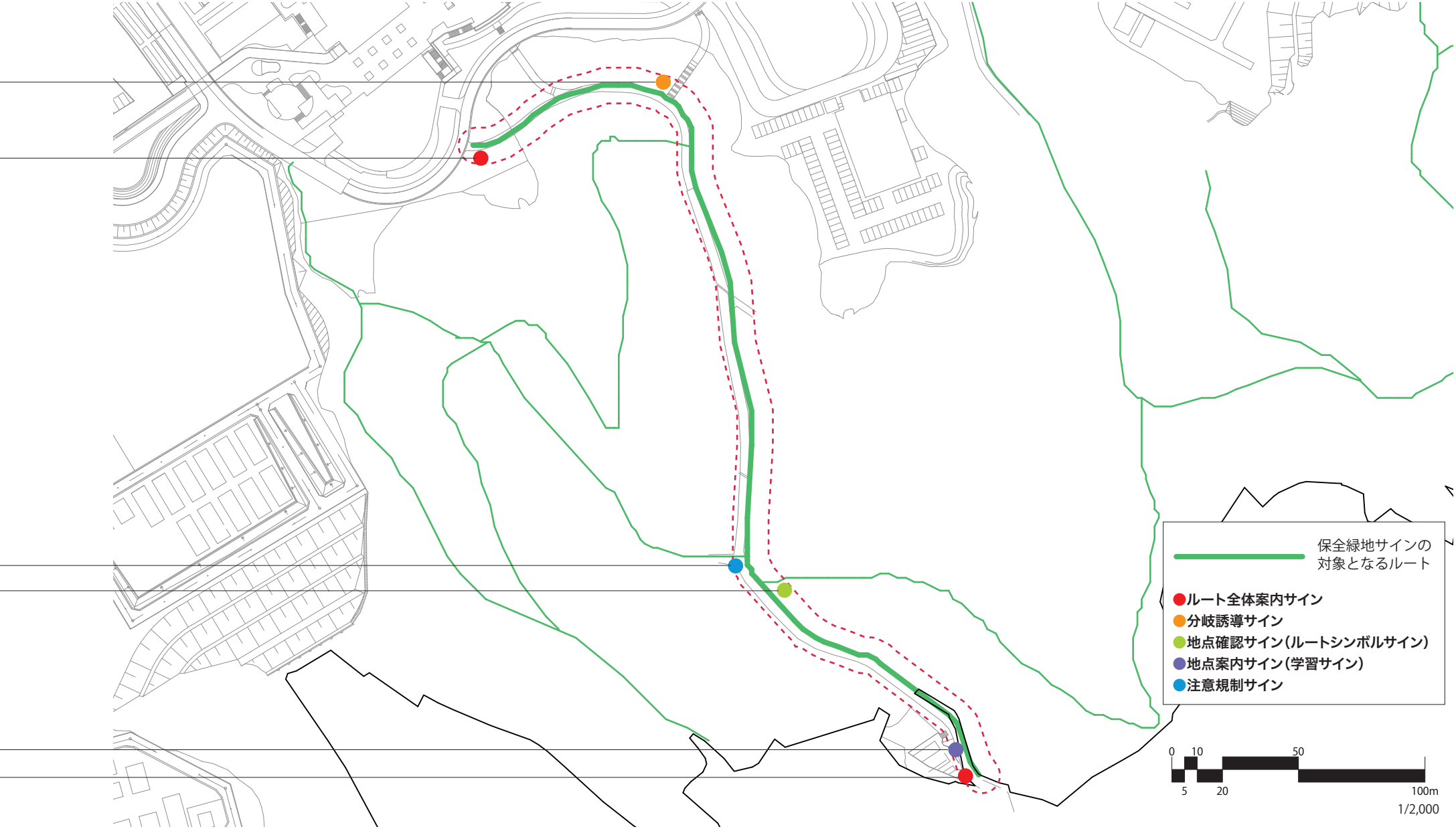
Sign

⑦配置計画

代表的なルートにおけるサインの配置例を右図に示す。
なお、ルート毎にルートカラーや記号を設定し、より分かりやすいサイン計画を目指すものとする。



Sign


保全緑地サインの
対象となるルート
ルート全体案内サイン
分岐誘導サイン
地点確認サイン(ルートシンボルサイン)
地点案内サイン(学習サイン)
注意規制サイン
0
10
50
5
20
100m
1/2,000

Sign

⑧名称表記の考え方

サイン上に表記する組織名称は、識別性や遠方からの判読性を考慮し、英文2文字による略称の併記を原則とする。（略称が同一となる場合は3 文字も可とする）

名称（和文）	略称（和文）	略称（英文）2文字（原則）	名称（英文）
事務局		AB	Administration Bureau
＊人文科学研究院	人文	HU	Faculty of Humanities
＊比較社会文化研究院	比文	SC	Faculty of Social and Cultural Studies
＊人間環境学研究院	人環	HE	Faculty of Human-Environment Studies
＊法学研究院	法学	LA	Faculty of Law
＊経済学研究院	経済	EC	Faculty of Economics
＊言語文化研究院	言文	LC	Faculty of Languages and Cultures
＊理学研究院	理学	SCI	Faculty of Sciences
＊数理学研究院	数理	MA	Faculty of Mathematics
＊医学研究院			Faculty of Medical Sciences
＊歯学研究院			Faculty of Dental Science
＊薬学研究院			Faculty of Pharmaceutical Sciences
＊工学研究院	工学	EN	Faculty of Engineering
＊システム情報科学研究院	シ情	IE	Faculty of Information Science and Electrical Engineering
＊総合理工学研究院			Faculty of Engineering Sciences
＊農学研究院	農学	AG	Faculty of Agriculture
＊芸術工学研究院	芸工		Faculty of Design
＊高等研究院			Institute for Advanced Study
＊基幹教育院			Faculty of Arts and Science
＊附属図書館			University Library
＊情報基盤研究開発センター			Research Institute for Information Technology
＊カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所			International Institute for Carbon-Neutral Energy Research

⑨使用書体

サイン上に使用する書体は右に示す九州大学指定のものを基本とする。

優先度の高い書体

- 施設名称等は和文、英文の2 カ国語併記を原則とする。
- 特に公開性の高い施設名称等は4 カ国語（和文、英文、中国語、韓国語）併記とする。
- 利用者が限定される施設においては和文のみとする。

和文	新ゴM（モリサワ）	地域に開かれた大学（新ゴM）
	HG明朝 / HGゴシック	地域に開かれた大学（HG明朝） / 地域に開かれた大学（HGゴシック）
	平成明朝 / 平成ゴシック	地域に開かれた大学（平成明朝） / 地域に開かれた大学（平成ゴシック）
	MS明朝 / MSゴシック	地域に開かれた大学（MS明朝） / 地域に開かれた大学（MSゴシック）
英文	Trebuchet	ABCDEFG abcdefg 1234/,. (Trebuchet R)
	Myriad	ABCDEFG abcdefg 1234/,. (Myriad R)
	Times	ABCDEFG abcdefg 1234/,. (Times Roman)
中国語（簡体）	华文黑体	休憩处
韓国語	Apple Gothic	휴제소

⑩使用ピクトグラム

サイン上に使用するピクトグラムは右に示すものを基本とする。

交通エコロジー・モビリティー財団の「標準案内用図記号」を基本とする。

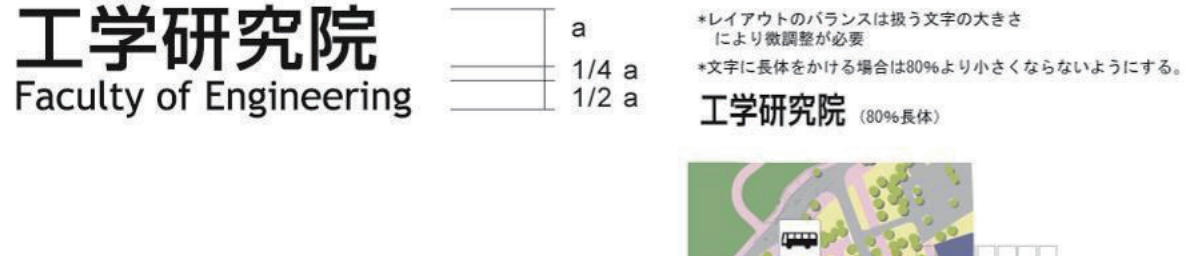
（上記図記号に制定されてないものや大学オリジナルのピクトグラムを使用する場合はデザインの統一感を考慮する。）

使用ピクトグラム例



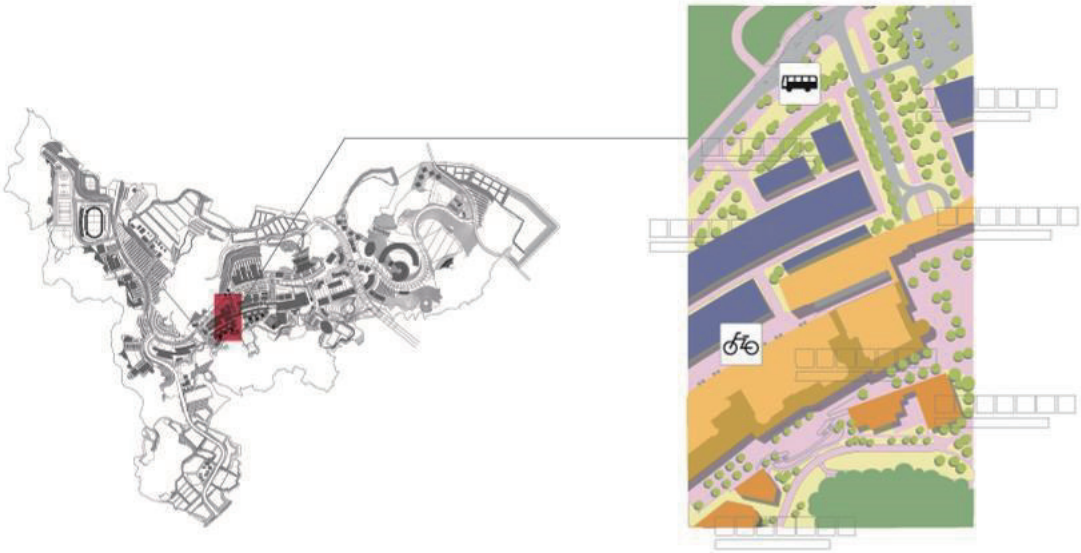
⑪レイアウトデザイン

和文と英文の文字のレイアウト例を右に示す。



⑫表示部のデザイン

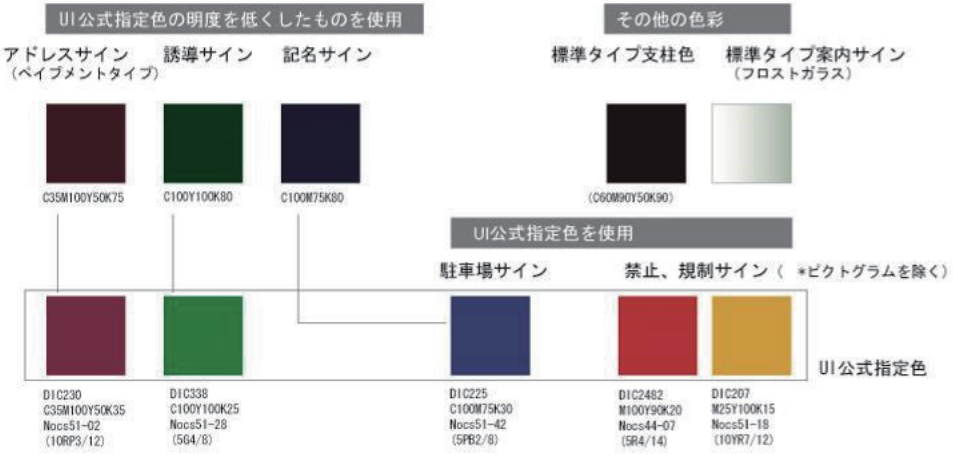
表示部のデザイン例を右に示す。



⑬色彩の考え方

サインに使用する表示部（ベース）の色彩はその目的（機能）によって区別する。案内、誘導、記名など一般的なサインについてはUI公式指定色に定められた色彩イメージとの連携を計ったものとし、禁止、規制サインなどについても一般的に認知度の高い注意喚起色（UI公式指定色内の赤色、黄色）を使用する。

＊緑終的に採用する色彩については実際に使用する素材の塗装サンプルなどを作成の上、最終確認と調整を行う。



九州大学伊都キャンパス パブリックスペース・デザインマニュアル2016「03-3サイン」より引用

Sign

6）屋外広告物

屋外広告物の種類	規制基準等	
	キャンパス内	学園通線接道部
屋上広告	禁止（屋上の直書きについても禁止）。	禁止（屋上の直書きについても禁止）。
壁面広告	• 地上高 6m を超える範囲には、壁面 1 面につき総量 5 ㎡以内とする。 • 地上高 6m 以下の範囲には、壁面 1 面につき総量 10 ㎡以内かつ、地上高 6m 以下の壁面積の 1/15 以下とする。 • 建築物と一体化させ、壁面からの突き出し幅は、30cm 以内とする。 • 窓面広告は禁止。 • 彩度 10 以上の色を使用する場合には、彩度 10 以上の色を使用する 1 広告物の表示面積に 2 を乗じた数値をその表示面積とする。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 自家広告に限る。 • 商品名表示は禁止。	• 地上高 6m を超える範囲には、壁面 1 面につき総量 10 ㎡以内とする。 • 地上高 6m 以下の範囲には、壁面 1 面につき総量 20 ㎡以内かつ、地上高 6m 以下の壁面積の 1/10 以下とする。 • 建築物と一体化させ、壁面からの突き出し幅は、30cm 以内とする。 • 窓面広告は禁止。 • 彩度 10 以上の色を使用する場合には、彩度 10 以上の色を使用する 1 広告物の表示面積に 2 を乗じた数値をその表示面積とする。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 自家広告に限る。 • 商品名表示は禁止。
懸垂幕	承認制とする。 • 壁面 1 面につき総量 30 ㎡以内かつ、壁面面積の 1/10 以下とする。 • 建築物本体の高さを越えないものとする。	承認制とする。 • 壁面 1 面につき総量 30 ㎡以内かつ、壁面面積の 1/10 以下とする。 • 建築物本体の高さを越えないものとする。
テント広告（常設）	禁止。	禁止。
袖看板広告	禁止。	• 1 基につき、1m×1m×1m 以内の範囲とする。 • 取付箇所は、地上高 2.5m 以上、6m 以下に限る。 • 各看板の間隔は、5m 以上とする。 • 彩度 10 以上の色を使用する場合は、表示可能面積を 1/2 以内に減じる。但し、駐車場誘導表示の出庫警告の赤色灯は、この限りではない。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 自家広告に限る。
軒下看板広告	禁止。	• 1 基につき、1m×1m×1m 以内の範囲とする。 • 取付箇所は、地上高 2.0m 以上、軒下に限る。 • 各看板の間隔は、5m 以上とする。 • 建築物本体からはみ出さないものとする。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 自家広告に限る。

◆屋外広告物に関する規制内容

※実験目的の広告については規制対象外とする。

Sign

屋外広告物の種類	規制基準等	
	キャンパス内	学園通線接道部
シャッター広告	禁止。但し、絵柄を表示する場合で下記の基準を満たす場合のみ承認制とする。 • 地上高 1.2m 以上、1.7m 以下の範囲に限る。 • 蛍光色、彩度 10 以上の色の使用は禁止。 • 自家広告に限る。	禁止。但し、絵柄を表示する場合で下記の基準を満たす場合のみ承認制とする。 • 地上高 1.2m 以上、1.7m 以下の範囲に限る。 • 蛍光色、彩度 10 以上の色の使用は禁止。 • 自家広告に限る。
ショーウィンドー広告	承認制とする。ガラス面に企業名、商品名、その他文字マーク、絵柄を直接表示する場合とし、下記の基準を適用する。 • 地上高 1.2m 以上、1.7m 以下の範囲に限る。 • 蛍光色、彩度 10 以上の色を使用する場合は表示可能範囲を 1/2 に減じる。 • 自家広告に限る。	承認制とする。ガラス面に企業名、商品名、その他文字マーク、絵柄を直接表示する場合とし、下記の基準を適用する。 • 地上高 1.2m 以上、1.7m 以下の範囲に限る。 • 蛍光色、彩度 10 以上の色を使用する場合は表示可能範囲を 1/2 に減じる。 • 自家広告に限る。
地上広告塔 地上広告板	• 広告塔（板）の全高は、6m 以下とする。 • 表示面積は、1 面につき 2 ㎡以内とする。円柱の場合は、最大円周の 1/3× 高さ＝2 ㎡以内とする。 • 各広告塔（板）全ての表示面積の総量は、1 敷地につき 10 ㎡以内とする。但し、駐車場誘導表示等は除く。 • 彩度 10 以上の色を使用する場合は、彩度 10 以上の色を使用する 1 広告物の表示面積に 2 を乗じた数値をその表示面積とする。但し、駐車場誘導表示の出庫警告の赤色灯は、この限りではない。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 広告塔（板）は歩行者の安全のため、各縁を 3R（mm）以上の縁どりをする。 • 道路上にはみ出さないものとする。 • 自家広告に限る。	• 広告塔（板）の全高は、6m 以下とする。 • 表示面積は、1 面につき 2 ㎡以内とする。円柱の場合は、最大円周の 1/3× 高さ＝2 ㎡以内とする。 • 各広告塔（板）全ての表示面積の総量は、1 敷地につき 20 ㎡以内とする。但し、駐車場誘導表示等は除く。 • 彩度 10 以上の色を使用する場合は、彩度 10 以上の色を使用する 1 広告物の表示面積に 2 を乗じた数値をその表示面積とする。但し、駐車場誘導表示の出庫警告の赤色灯は、この限りではない。 • 蛍光色、ネオン管の露出、点滅光は禁止。 • 広告塔（板）は歩行者の安全のため、各縁を 3R（mm）以上の縁どりをする。 • 道路上にはみ出さないものとする。 • 自家広告に限る。
床広告	禁止。	禁止。
階段広告	禁止。	禁止。
置看板広告	承認制とする。	承認制とする。
のぼり・旗広告	承認制とする。	承認制とする。
ベンチ広告	禁止。	禁止。

◆屋外広告物に関する規制内容

※実験目的の広告については規制対象外とする。

九州大学伊都キャンパス パブリックスペース・デザインマニュアル2016「03-3サイン」より引用

Sign

屋外広告物の種類	規制基準等	
	キャンパス内	学園通線接道部
自動販売機広告	承認制とする。 • 周辺景観に配慮すること。	承認制とする。 • 周辺景観に配慮すること。
サービスワゴン広告	承認制とする。	承認制とする。
電柱・街灯・消火栓広告	禁止。但し、「消火栓」の表示は除く。	禁止。但し、「消火栓」の表示は除く。
樹木取付広告	禁止。	禁止。
棚取付広告	禁止。	禁止。
ポスター広告	常設の掲示施設以外では禁止。	常設の掲示施設以外では禁止。
バス停広告	承認制とする。	承認制とする。
自動車広告	承認制とする。	承認制とする。
その他	広告としての「音」は、研究教育や周辺住民に支障を来さないものとする。 広告・チラシの配布は原則禁止。但し、本学の研究教育に関わるものは承認制とする。	広告としての「音」は、研究教育や周辺住民に支障を来さないものとする。 広告・チラシの配布は原則禁止。但し、本学の研究教育に関わるものは承認制とする。

◆屋外広告物に関する規制内容

※実験目的の広告については規制対象外とする。

九州大学伊都キャンパス パブリックスペース・デザインマニュアル2016「03-3サイン」より引用

7）おわりに

九州大学伊都キャンパスの緑地は、生物多様性保全、水資源の確保、埋蔵文化財保存など、糸島の自然環境、歴史環境を保全するうえで重要な位置を占める。2020年度からは、緑地の散策路ネーチャートレイルの整備も始まり、保存するだけの緑から、安全・安心を確保しつつ活用する緑へと変貌を遂げつつある。この資料を活用し、学生、教職員、関係者が豊かなキャンパスライフを送ることができるよう、学内外関係者の協力を引き続きお願いしたい。